

三陸復興国立公園等復興事業（公共）

1, 828百万円（1, 828百万円）

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により、東北地方太平洋岸に位置する自然公園の利用施設の多くが甚大な被害を受けた。これまで、陸中海岸国立公園の集団施設地区を中心に、被災施設の復旧・再整備を進め、観光拠点の利用再開を図ることで、地元雇用の創出や地域の再建に寄与してきた。

三陸復興国立公園の指定（平成25年5月）を受け、東日本大震災による大きな被害を受けた地域において、自然の恵みを最大限に活用した復興に資するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、三陸復興国立公園の集団施設地区、歩道、園地等及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点施設、全線統一標識の整備を実施する。

2. 事業計画（業務内容）

国立公園の集団施設地区、園地、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。なお、施設の整備に際しては、災害廃棄物由来の再生資材の積極的な活用を図ることとする。

3. 施策の効果

三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）は、地域の観光資源として重要な役割を担っており、利用施設等の復旧・復興は観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、東北地方の復興に資する。

三陸復興国立公園等復興事業

平成27年度予算(案)額 1,828百万円(1,828百万円) 支出予定先:民間団体等

- 三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、平成25年に指定した三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等における施設の整備を実施。

●事業実施箇所

従前からの国立公園指定地域の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 普代、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島

国立公園編入地域(青森県)の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 種差海岸

国立公園編入地域(宮城県)の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 戸倉、十三浜、鮎川浜

東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)(公園外)の利用拠点、全線統一標識

●事業内容

被災した公園利用施設の復旧、観光の復興のための公園施設の整備、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等整備



- 三陸復興国立公園
- 国立公園編入予定区域(宮城県)
- 東北太平洋岸自然歩道
(みちのく潮風トレイル)
- 事業実施箇所(継続)



公園編入地域の集団施設地区整備
(整備イメージ)



被災施設の復旧整備、供用開始
(浄土ヶ浜海岸歩道)

